本県取組と川崎市「域外貢献量算定ガイドライン」との比較

1. 構成

滋賀県の中間とりまとめ、川崎市域外貢献量算定ガイドラインの目次を次に示す。構成としては、背景や目的、貢献量の定義や算定の全体のフロー、算定にあたっての論点が記載されており、大きな構成としては同様の構成となっている。

<滋賀県 中間とりまとめ 目次>

- 1. はじめに
- 1.1. 背景
- 1.2. 検討内容
- 1.2.1. 貢献量評価手法の検討フロー
- 1.2.2. 平成 23 年度の検討内容
- 1.3. 検討体制

2. 製品等を通じた貢献量評価手法の考え方

- 2.1. 製品等を通じた貢献量評価の目的
- 2.2. 貢献量評価の基本的考え方
- 2.2.1. 貢献量の定義
- 2.2.2. 貢献量評価の実施の流れ
- 2.3. 貢献量評価に係る主要な論点について
- 2.3.1. 事業活動の種類
- 2.3.2. 効果発現製品等の種類
- 2.3.3. ベースラインの設定
- 2.3.4. 製品の使用先の範囲
- 2.3.5. 評価する時間軸
- 2.3.6. 評価する活動範囲
- 2.3.7. 評価する製品等の範囲
- 2.3.8. 電力等の排出原単位(排出係数)等の 算定条件
- 2.3.9. 部品・素材の貢献量評価
- 2.3.10. 主要な論点のまとめ
- 2.4. 貢献量評価の算定例
- 3. 今後の検討の進め方について
- 3.1. 貢献量評価のモデル実施
- 3.2. 製品等を通じた貢献量評価に必要と なる情報の整理

<川崎市ガイドライン 目次>

1はじめに

- 1.1 ガイドライン策定の目的
- 1.2 ガイドラインの構成について
- 1.3 ガイドラインの適用範囲
- 1.4 ガイドラインの位置付けと活用の場面
- 2 域外貢献の定義
- 3 域外貢献の定量化の考え方
- 3.1 域外貢献の定量化の基本的な考え方
- 3.2 域外貢献活動の類型化
- 4 域外貢献量の算定方法の概要
- 5 域外貢献量の算定方法
- 5.1 製品1単位あたりのライフサイクル評価
- 5.1.1 評価対象製品・技術等の設定
- 5.1.2 機能単位の設定
- 5.1.3 比較対象製品・技術等の設定
- 5.1.4 評価バウンダリの設定
- 5.1.5 データの収集
- 5.2 川崎市内の事業者による貢献度(削減寄与率)
- 5.3 当該製品の川崎市域外への普及量
- 5.3.1 普及量計上時期及び普及量の範囲
- 5.3.2 控除すべき川崎市内普及量の把握

6 参考

- 6.1 用語解説
- 6.2 国際動向等
- 6.2.1 GHG Protocol Scope3 基準
- 6.2.2 GHG Protocol Product 基準
- **6.2.3** サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン
- 6.2.4 その他事例

2. 定義・論点の比較

滋賀県の中間とりまとめ、川崎市域外貢献量算定ガイドラインにおける貢献量の定義と 論点の比較を次に示す。

<貢献量の定義の比較>

滋賀県

「県内事業所の活動が生み出した製品・技術やサービスが使用されることにより、当該製品等が生産されなかった場合に比べて社会全体で削減された温室効果ガス排出量」

川崎市

「川崎市内の事業者等における優れた製品・技術・研究開発などによる GHG の削減のうち、原料調達から廃棄・リサイクルまでのライフサイクル全体を考慮し、従来の製品・技術等と比較して削減に寄与するものであって、かつ、川崎市域外の削減に貢献するものをいう。」

<主要な論点の比較>

表1. 滋賀県中間とりまとめにおける主要な論点の比較

論点	滋賀県	川崎市	備考 (差異点等)
1. 事業活動	・製造業が基本	・研究開発、ものづくり(素	川崎市では、製造業
の種類	・①生産、②研究開発、	材・部材)、ものづくり(最	の他、市外へのエネ
	③生産プロセス技術	終製品)、エネルギー供給、	ルギー供給も対象と
	の確立を対象	その他【3.2】	している。
2. 評価対象	創エネ製品、省エネ製	①研究開発が実用化された	対象製品を特に限定
の効果発現	品、エネルギー管理製	もの、②素材・部材又は最終	していない点は同
製品等の種	品、その他	製品、③市外へのエネルギー	様。
類		供給【5.1.1】	

論点	滋賀県	川崎市	備考 (差異点等)
3.ベースラ	①標準的な製品、②過去	(研究開発・ものづくりに関し	川崎市の場合は、考
インの設定	の製品、③製品が代替す	て)	え方として①標準的
	る従前の状態、の3つの	・評価対象が新たな製品・技	な製品>②過去の製
	考え方から任意に選択。	術等の場合、当該製品・技 術等がなかった場合を仮	品の優先順位が示さ
		定した上で比較対象を特	れていると考えられ
		定 現在よる制具の変われる数	る。
		・現存する製品の平均的な効率の採用が望ましい。	
		・比較対象が極端に古い場合	
		は、根拠を明確に提示する ことが必要	
		・比較対象は定期的に見直しが必要。	
		[5.1.3]	
4.製品の使	国内および国外が基本	川崎市域外のみ【2, 5.3.2】	川崎市では、市内普
用先の範囲			及量を控除すること
			となっている。
5.評価する	評価対象年の生産品の	評価対象年の生産品の生涯	同様の考え方
時間軸	生涯に渡る効果	に渡る効果(エネルギー供給	
		は単年度)【5.1.2】	
6.評価する	・製品のライフサイクル	・製品のライフサイクル全体	・ライフサイクルを
活動範囲	全体 (比較対象とプロセ	(市内の排出は除外、比較対	基本とする考え方は
	スが大きく異ならない	象と排出量が変わらない段	同様。
	段階、ライフサイクルで	階は除外可)	・川崎市では市内の
	排出量が小さい段階は	・リサイクルされる場合のバ	排出は対象としな
	除外可)	ウンダリの考え方が記載さ	V'°
		れている。	
		[5.1.4]	
7.評価する	評価する製品等の範囲	特に記載なし	
製品等の範	について考え方の優先		
进	順位を提示。		
8. 電力原単	事業者の任意	算定を行う時点における最	
位等の排出	※今後、検討予定	新の排出原単位を全期間に	
係数の取り		適用する。【5.1.2】	
扱い			

論点	滋賀県	川崎市	備考 (差異点等)
9.部品・素材	・部品・素材の寄与の算	削減寄与率による配分を行	川崎市では、寄与度
の貢献量評	出が困難な場合は効果	う。	の把握を基本とし
価	発現製品の貢献量の把	・研究開発・・・自社内で適切	て、設定方法の優先
	握に留める。	な比率が設定できる場合は	順位が示されてい
	・寄与の算出の考え方と	設定。困難な場合は、川崎	る。
	して①技術的特性より	市産業連関表より設定。	
	算定、②指標で分配を	・素材加工・製品加工・・・評	
	提示。	価対象製品を用いない最終	
		製品の実測データ、または	
		技術情報により寄与を把	
		握。いずれも無理な場合は	
		産連表を用いた寄与率算定	
		(例を記載)【5.2】	

【 】は川崎市ガイドラインの該当箇所

<その他>

滋賀県の中間とりまとめでは記載していなかったが、川崎市ガイドラインで扱われている内容として、主に次の3点が挙げられる。

・域外貢献に期待される要素【2】

川崎市ガイドラインでは、期待される要素として、①追加性、②独自性、③先進性の **3** 点を挙げている。

・機能単位の考え方【5.1.2】

削減量を算定する際の基準(比較対象と同一の基準に基づいていることを保証する)と して、機能単位を設定することが算定フローの一段階として位置づけられている。

・データ収集の優先順位【5.1.5】

データ収集について、一次データ(対象製品・技術等のライフサイクル固有のデータ)と二次データ(対象製品・技術等のライフサイクル固有ではないデータ)について記載されている。また、二次データについては、情報源とその活用の優先順位が示されている。また、データの出典とその入手方法を選択した理由について明確に示すこととなっている。 ※一次データや二次データ等の考え方は SCOPE3 においても示されている。